

2021年2月15日

令和3年度前期における工学部・工学研究科の授業実施方法についての方針

工学部長・工学研究科長 大嶋正裕

京都大学における令和3年度前期の授業方針については、教育担当理事からの通知で、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により変更の可能性はあるものの、現時点では感染拡大予防策を講じたうえで、原則、対面授業で実施することが示されています。

これを受けて、工学部・工学研究科の専門科目の授業実施方法について検討を進め、令和2年度に対面授業とオンライン授業を併用し、例年の教育効果を維持する授業が実施できたことを踏まえ、オンライン授業による教育効果がより有効であると認められる科目については、その実施方法を継続することも将来的に必要と考えております。

つきましては、令和3年度前期の授業実施方法については、以下の方針を進めることとします。

- (1) 対面授業あるいはオンラインと対面を併用するハイブリッド型（以下、ハイブリッド型）での授業は、原則、教室の試験定員又は収容定員の概ね3分の2以下の基準（一定距離を空けて着席できる人数）で実施します。
- (2) 上記の基準で教室配当できない科目又はやむを得ず相当の理由により対面授業が実施できない科目については、オンラインでの授業を実施します。
- (3) 実験・実習・演習科目や課題研究などの対面での実施が望ましい科目は、3密を防ぐ形態で実施できる対策を施したうえで、対面あるいはハイブリッド型での授業を実施します。
- (4) (1)～(3)のほかの理由により、工学部長・工学研究科長が認めた科目については、オンライン授業で実施します。
- (5) 具体的にどの科目が、オンライン、対面あるいはハイブリッド型で行われるかについては、「授業実施一覧」にて授業開始までに周知します。
- (6) 対面授業の前後にオンライン授業がある場合などに備えて、学内でオンライン授業の視聴場所を確保します。学部学生については学科ごとにオンライン授業の視聴場所を用意します。ただし、スペースに限度がありますので、可能な限り自宅や下宿でのオンライン授業の視聴にご協力ください。また、3密を防ぐために、視聴場所を指定しますので、学部学生については所属学科事務室窓口で、座席スペースの有無を確認し、視聴場所の指示を受けてください。大学院学生及び研究室配属された学部学生については、配属先の指導教員と相談のうえ視聴場所を確保してもらってください。

- (7) 授業開始後、感染拡大などにより対面授業の実施が困難な状況になった場合は、学期の途中でもオンライン授業に切り替えることとします。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に感染することで重症化しやすい基礎疾患を有する学生等、対面授業を受講することが困難であることを工学部長・工学研究科長に認められた学生には、履修上の配慮を行います。

これらの事項に変更が生じた場合は、工学部・工学研究科の全構成員に速やかに周知します。なお、上記は工学部・工学研究科の実施する科目に対するものであり、国際高等教育院の実施する科目については、対応が異なる場合がありますので、注意してください。